

文科省の坂口企画官が資料 12-1(COPUOS 法小委)を説明した後、世界各国の真意に関する長い質疑応答があった。

青江:月協定等の議論に関する一般通説としては、資源を領有してはいけないと書いてあるという一点である。そう云う事と違うのか。

文科省 坂口:1984年当時、月の開発が出来る国がアメリカとロシアと限られていたので、議論が深まらなかった。

青江:これは所見にも書いてある、「月協定に関する議論が活発化している」「探査計画に関するルールや法的側面に対する議論が活発化している」「法的側面に対する議論を今後行なう可能性が指摘された」と云うのは、月の探査活動が、今後相当出てくる状況において、月を巡る法的レジームの議論が動く、多くの人が見ていると思う。その第一の場が法律小委であろう。今後の動きに注意をしておかなければならない。それを展望した中で、日本の月探査の取り組み方を精査しておかなければならない。そこで、「月協定の加盟が少ない理由を検討する」とかいうのは、どんな意味を持っているのか。かなり**自明**と**思っているようなことを**¹、わざ

¹ 国連の会議は極めて展開が遅く、此処 30 年近く新しい条約が制定できないことを、青江委員長代理は承知されているのか。国連での議論を「良いものは良い」が通る、簡明なものと勘違いなされていないか。国連には、力の弱い国は、自分たちが力をつけるまでの間、力の強い国を牽制しようとする場でもある。全員一致の原則もあり、何事も決まり難い世界である。

わざ此処でやろうというのは、多分、或る意味があるのだと思う。多分、資源を巡ることを炙り出そうとでも考えているのかと感じる。此の議論が出てくる理由、背景をどのように見ておくべきなのか。

文科省 坂口:青江先生の仰るとおり、**月の資源を探査活動で利用する際の法的枠組みをどのように捉えるか**²が大きな課題と考えている。

青江:其処なのでしょうね。中国が明確に月への関心を表明している。其処を見て、「どうしますか」との議論がこれから展開して行くとは思っている。

松尾:形式的には其処から入るということですかね。青江さんの疑問は、其処ははっきりわかっている話で、今、其処から立ち上がるのはかったるいということだと思う。要るのかなと言うことですか。

青江:皆、資源を巡って、所有、保有を認めていないという体制を良いとするのか、一種の権利を認めていこうとするのか、其処に付いての議論になるのか、そうではないのか良く判らない。其処をどう見るかが確認したい。

文科省 坂口:青江先生が言った面もある。もう一つは、今ある月協定の範囲で、今後の月探査の活動をどのように捉えるのかということである。基本的に、月協定の中では、科学的探査が認められているので、その範囲でやるという議論も行

² 「月を領土化しない」と「月の資源を利用しない」とは、微妙な差がある。「科学の目的に限って月の資源を利用すること」は、境界線がはっきりしていないのではないかと。

なわれるかと思う。

青江:それなら何の議論もすることなく、月条約、宇宙条約で書いてあることは殆ど変わらないのであるから、皆が批准して法的枠組みの中でやれば良い。新たな法的枠組みを何で議論しなければならないのか³。と、いう疑問に到達する。それでも尚やろうと言うのは、資源というレジームを何か変えようとしていると疑う。

板谷:国際条約のこういった議論を、4 ページに提案国、オランダ、オーストラリア、オーストリアという、月計画を持っていない国である。月計画を持って早くやろうとしている国々との考え方も含め、また、このような議論に長く関わってきた専門家が多数いることを踏まえると、ただ単に資源ということだけでなく、全体的に、包括的な議論をやりたいという純粋法律屋さん、(割り込まれる)

青江:趣味?

板谷:いえ、趣味ではなく、そのような整理をきちっとしておかないと、自分達が遠い将来関わってくるための整理しておきたいという気持ちも強いと思う。ですから、青江委員の仰るような趣旨も当然ながらあるかと思うが、今の流れを受けて、もう一度きちっと更に議論を深めていこうということではないのでしょうか。

青江:どうもその、あの一。確かにオランダとか何とかいう国が、いうことはないとは思いますが、こういう国際的な動きが出てきてい

るが、その一番大きい意思是月の資源、それが本当に使われる物になるかどうか、御伽噺に近い話と思うが、資源を巡っての法的枠組みを何かしようとしている、誰がというのは色々あると思うが、そういう動きになりかけているのではなからうかと。

板谷:今までの経緯を踏まえて、きちっと分析しながら、...(切られる)

青江:其処のところは良く見ておかないと、ということが一番言いたい。日本としても、相当のインタレストを持って、考えておかないといけないのではないか。

文科省 坂口:正しく、仰るとおりでありまして、その意味で言えば、最初の説明で坂口君がお話したように、此処に出ている人は十何年やっている人たちが多く、海外は、長期間に互ってやっていくという体制が多い。その意味で、今回、慶應大学の青木先生においでいただき、宇宙・外交の、先生のリードの下に、これから日本としてもきちっとフォローしていかなければいけない、此れまでフォローしていないわけではないが、専門の方の技術でやっていきたい。

池上:中国の衛星破壊に関連して、ここでも議論があったように見受けられるが、それに関連してアメリカは新しいテーマを上げ、「国内法制に関する情報交換」と云うことを言ったと考えると良いのか。もう一つ、「シリア、南ア、中国より、宇宙の兵器化について言及があった。」とあるが、中国はどのような立場でそのような発言をしていたのか。

文科省 坂口:中国は COPUOS の中でも宇宙の兵器化を禁止す

³ 此の発言に対し、答えようが無い。

る議論をしたいと言っている。そのために統一的な宇宙条約を作ってはどうかと、ここ数年来してきている。アメリカは、逆にその議論に反対で、現在の宇宙諸条約は機能しているという立場である。アメリカはそれを踏まえ、今回、新規提案で、各国の宇宙法の制定状況をレビューした上で、必要に応じて、アメリカや COPUOS が足りない部分についてアドバイスしても良いと言い、統一条約のような議論に時間が掛かることを避けて、効率的に出来るようにと考えている。

森尾: 4 ページの宇宙空間の定義、ロシア等旧東欧諸国の、必要としている国の定義とはどのようなものか。

文科省 坂口: 此れまでの宇宙空間の定義は、事実上 100 km 以上との議論があった。ロケット打上げやシャトルの帰還については、宇宙空間でないところを通過することになるので、實際上、領域通過の問題が、定義をはっきりすると逆に出てきてしまう。宇宙空間の定義をはっきりした方が良いと言う国は、それを踏まえた上で、領域を通過する場合の取扱いなど、法的な整理をした方が良いという立場である。それ以外の国は、現在の活動でも問題が無いから、改めて定義を必要としないと議論している。

松尾: の 1 のところで、「現在計画されている加盟国の月以遠の探査計画」とあるが、この「加盟国」とはどんな意味か。此れは「月条約」に対する加盟国ですか。

文科省 坂口: COPUOS の加盟国です。

松尾: 解りました。月だと、殆ど入っていないことが問題であるから、ということですね。恐らくさっき青江さんが言った後の方も、

今までそれぞれの思惑がすっかり色々なところで浸透していると思うが、それを整理するのですかね。整理したからといって、元々エスクプリシットに言えない話だからこそ、何時まで経っても拉致が明かなかったのか、どういう形になるのでしょうかね。

青江: 方向は(聞き取れない) もう一つ、この前科学小委で採択され、此れを守ろうと決めた、デブリのガイドラインのフォローアップを法律小委ではやることになったのですね。

文科省 坂口: 正確には、科学省委員会でフォローアップする。

青江: ああ、科学小委員会ですね。法律小委で、(の 2 の第 2 節)「ガイドライン制定後の活動についての情報交換についてはコンセンサスが得られず、議題から見送られた。」と、書いてある。法律小委でもフォローアップやったら良いではないか。何故やらないのか。

文科省 坂口: 今回、ドイツが科学小委でもデブリのフォローアップを提案し、コンセンサスを得るべき各国を回ったが、ロシアとインドが議題化を嫌っていた。ロシアは小委員会でもデブリについてのコメントをしており、背景に何か困ることがあると思われる。インドは、「科学省委員会でやっているの、法小委で同じようなことをやる必要は無い。」と言っていた。このようにもめて纏まらなかった。

青江: その時中国は何か発言したか。

文科省 坂口: 全く発言しませんでした。